

2018年4月4日

福島地裁・いわき支部

福島原発避難者訴訟・控訴にあたっての声明

福島原発被害原告団

福島原発被害弁護団

福島地方裁判所いわき支部において本年3月22日に言い渡された、避難者訴訟・第一陣判決について、原告らは本日、控訴を申立てた。

1 判決は、原告らに生じている精神的損害として、避難生活による精神的苦痛の他に「故郷の喪失」による無形の損害と精神的苦痛という要素があることを認めつつ、これらの被害救済の水準において、著しく不十分なものとどまった。判決は避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別しないで包括的・総合的に評価し、その損害額（既払金を控除した認容金額）を150万円ないし70万円とした。

しかし、帰還困難区域を含めた旧警戒区域における、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を含めた精神的苦痛及び無形の財産的損害の全てが、月額10万円という指針に従って支払われた既払い金のほかに、150万円に過ぎないという損害評価は、被害者らの実感とかけ離れた不当な判断である。また、旧緊急時避難準備区域における精神的損害が、既払いの180万円に加えて70万円、合計250万円にとどまるという評価も、事故後5年を経過した時点においても帰還率が5割程度にとどまるという実情から乖離している。

一方で判決は、損害算定の基礎となる被害事実について、原告らの主張をそのまま是認し、認定事実として判示している。また、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の内容をなす要素である無数の事情についても、原告らの主張をそのまま踏襲して判示している。それにも関わらず、損害算定における評価がこのような低額に留められたことは、原判決が政府の政策に基づく指針に追従していること、すなわち指針を根本から検討し直して、司法判断として、あるべき救済を行うことができなかったことを示す。

2 原陪審の指針が示している政府の賠償政策とは、損害賠償を避難指示と結びつける枠組みであり、その趣旨は「帰還政策」である。政府が設定した線引きによる避難指示を賠償の根拠に据えて、避難指示が解除されれば、相当な期間の経過によって被害はなくなるものとされる。そして、ごく一部の帰還困難区

域を例外として、「故郷喪失」とか「帰還不能」という事態は存在しないものとして、以後の避難行動に対する賠償を不要なものとし、帰還を促す「避難強要政策」でもある。

しかし、実際には多くの避難者が、放射能被ばくの危険を避けるために「帰りたいけど帰れない」という状況に何年も置かれ、その結果、今なお元の地域に戻れないでいる。

上記のとおり原判決は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別せずに算定するという方法をとったのであるが、それは、故郷喪失という被害に対する明確な損害評価を避けたことを意味している。そのことによって、故郷喪失という事態を認めずに帰還を促す政府の政策に追従し、後押しする役割を果たしている。損害額の評価における低水準も、避難慰謝料に加えて故郷喪失という被害を十分に救済することが、帰還政策に反するものと言われることを回避したのものとも解される。

このように、原判決は、被害の切り捨てと帰還の強要を進める政府の政策に追従し、司法の役割を放棄したものという批判が相応しい。

3 他方で判決は、上記のとおり「故郷喪失」という被害を、原告らが受けた損害の重要な要素として認めた点では、重要な意味を持つ。

さらに、判決がほぼ全ての原告らについて、2つの区域ごとに一律の慰謝料支払いを命じたことは、国の政策として設定された原陪審の賠償に関する指針が、賠償の基準として一般的に不十分なものであったことが、司法判断として示されたことを意味しており、これも重大な意味を持っている。

上記のとおり、判決は原告らが主張した被害の事実をそのまま認めたのであり、その上で、政府の賠償政策である指針が一律に不十分であることを宣言している。そうでありながら、被害の実情と乖離した水準の賠償しか認めなかったことは不合理であり、この判決が持つ矛盾と欠陥である。

原告らと弁護団は、この判決を決して受け入れることなく、控訴審において、引き続き公正な司法判断を求めて闘う所存である

以上